

大分県報

平成三十年
第三〇〇〇号
七月十三日

(金曜日)

目次

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出(二件)……………一
 大規模小売店舗の廃止の届出……………二
 道路区域の変更……………三

選挙管理委員会告示

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………三
 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………三
 政治資金規正法による政治団体の解散の届出の受理及び公表……………六
 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………六
 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出の受理及び公表……………七
 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………七

監査公表

監査結果に関する措置状況の公表(財政的援助団体等監査)……………七

公告

一般競争入札の落札者等……………九
 開発行為の完了……………九
 競争入札参加者の資格に関する公示……………一〇
 一般競争入札の実施……………一一

○告示

大分県告示第四百四十五号

平成三十年七月十三日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
 平成三十年七月十三日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ドラッグコスモス三佐店
 大分市三佐三丁目百二十六番

2 届出者の氏名又は名称及び住所
 JA三井リース建物株式会社
 代表取締役 工藤 真樹
 東京都中央区銀座八丁目十三番一号

3 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 変更前 代表取締役 保崎 隆行
 変更後 代表取締役 工藤 真樹

4 変更の年月日
 平成三十年四月一日

二 届出年月日
 平成三十年六月二十日

三 関係書類の縦覧
 1 縦覧期間
 平成三十年七月十三日から同年十一月十三日まで
 2 縦覧場所
 大分県商工労働部商業・サービス振興課
 四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年十一月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない

大分県報(告示)

者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

JRおおいたシティ

大分市要町一―四十 他

2 届出者の氏名又は名称及び住所

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役 青 柳 俊 彦

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二十五番二十一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 JR九州リテール株式会社

代表取締役社長 本 多 修 一

福岡県福岡市博多区博多駅東一―一―十四

外百二十九者

変更後 JR九州リテール株式会社

代表取締役社長 本 郷 譲

福岡県福岡市博多区博多駅東一―一―十四

外百三十二者

4 変更の年月日

平成三十年三月二日

二 届出年月日

平成三十年六月二十一日

三 関係書類の縦覧

大分県告示第四百四十七号

1 縦覧期間

平成三十年七月十三日から同年十一月十三日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年十一月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第五項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成三十年七月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルシヨク亀川店

別府市亀川四の湯町二十一―二十八

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 千二十平方メートル

廃止後 ○平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成三十年一月三十一日

二 届出年月日

平成三十年六月二十一日

大分県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年七月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道朝地停車場線	豊後大野市朝地町朝地字庄田二四〇 五番二地先から 豊後大野市朝地町朝地字寺田八九六 番一〇地先まで	前	メートル 七・〇 四・七	メートル 一八五・〇
	豊後大野市朝地町朝地字庄田二四〇 五番二地先から 豊後大野市朝地町朝地字寺田八九六 番一〇まで	後	二二三・九 四・七	一八五・〇
県道戸畑日田線	日田市天瀬町馬原字大清水一三七番 二から 日田市天瀬町馬原字モツソフ一一五 番三まで	前	一三三・三 四・四	六一五・〇
	日田市天瀬町馬原字大清水一三七番 二から 日田市天瀬町馬原字モツソフ一一五 番三まで	後	四九・四 九・六	六一〇・〇

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十六号

平成三十年七月十三日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年七月十三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 政党の支部（一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部）
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党大分県速見郡第一支部	三浦 正臣	豊岡 健太	速見郡日出町三五六二一 五	平三〇・六・一三

二 その他の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
熊谷健作後援会	熊谷 健作	熊谷 幸子	速見郡日出町三六一一八 一	平三〇・三・一
庶民党	高久 晃慈	高久 寛子	別府市西野口町一三十三	平三〇・六・七
ながおか悦子後援会	永岡 悦子	秋吉 美佳	中津市下池永二一〇一一	平三〇・四・一一
川西求一後援会	川西 求一	川西 紀代子	速見郡日出町大字豊岡三 二九八―四五	平三〇・三・一六

大分県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年七月十三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県報（告示・選管委告示）

連合会	主たる事務 別府市石垣西二 所の所在地 一一一三	別府市浜町七 一二	平三〇・三・二二	大分県トラ ック事業政 治連盟	仲浩	代表者の氏 名	仲浩	青木建	平三〇・五・二八
立憲民主党 大分県連合	武藤 勝彦	政治団体の 名称	立憲民主党大分 県総支部連合会	大分県木材 産業政治連 盟	内田 幹雄	会計責任者 の氏名	広沢 稔	中尾 和博	
二 その他の政治団体	代表者の氏 名	異動事項	異動の内容 新 旧	異動年月日	大分県土木 大分商工連 盟	代表者の氏 名	吉野 大二	近藤 孝昌	平三〇・五・三〇
政治団体の 名称	代表者の氏 名	異動事項	異動の内容 新 旧	異動年月日	大分フリー スタイル 盟	代表者の氏 名	吉村 恭彰	姫野 清高	平三〇・四・一
安東ふさよ し総合後援 会	津崎 佳治	会計責任者 の氏名	佐藤 明郎	平三〇・四・七	大分フリー スタイル 盟	代表者の氏 名	浦野 英樹	浦野 英樹	平三〇・四・一
岩尾幸六後 援会	岩尾 幸六	主たる事務 所の所在地	速見郡日出町川 崎五七〇二―四 サンコーポ日出 A棟一〇二	平三〇・四・一	甲斐裕一後 援会	代表者の氏 名	甲斐 敦	井原 剛志	平二九・一〇・一
大分県建設 政治連盟	友岡 孝幸	代表者の氏 名	友岡 孝幸	平三〇・五・二九	幸福実現党 大分南後援 会	代表者の氏 名	岩佐 利通	佐藤 博子	平三〇・一・一
大分県産業 資源循環政 治連盟	加藤 晴夫	政治団体の 名称	大分県産業資源 循環政治連盟	平三〇・四・一	幸福実現党 中津後援会	代表者の氏 名	猪股 敦式	秋吉 美佳	平三〇・三・二二
大分県自治 分権政治フ ォーラム	佐藤 義朗	代表者の氏 名	佐藤 義朗	平三〇・四・一	幸福実現党 日田後援会	代表者の氏 名	坂本 伸子	新村 文彦	平三〇・一・一
大分県宅建 政治連盟	兒玉 明	代表者の氏 名	兒玉 明	平三〇・六・一	幸福実現党 別府後援会	代表者の氏 名	石井 聖子	佐藤 逸郎	平三〇・三・二二
大分県中小 企業政治連 盟	高山 泰四 郎	会計責任者 の氏名	尾野 賢治	平三〇・五・二九	是永修治後 援会	代表者の氏 名	園田 九萬	別府市中須賀東 町一〇―二シ サイドヴィラ春 木B―五〇七	平三〇・三・二二
大分県電気 工事政治連 盟	岩本 邦男	代表者の氏 名	岩本 邦男	平二九・六・二	佐藤人己後 援会	代表者の氏 名	後藤 哲三	首藤 隆重	平二九・一〇・一

平成三十年七月十三日

大分県報(選管委告示)

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		資金管理団体の届出をした者の氏名		資金管理団体の名称		資金管理団体の名称		資金管理団体の名称		資金管理団体の名称	
大分県選挙管理委員会告示第二十号		政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。		政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出		大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	
川西 求一		日出町議会議員		川西求一後援会		速見郡日出町大字豊岡 三二九八一四五		平三〇・三・一二		指定年月日	
朝倉 秀康		朝倉秀康後援会		平三〇・三・三二		平三〇・三・三二		平三〇・三・三二		平三〇・三・三二	
桑島 輝茂		くわしま輝茂後援会		平三〇・三・三〇		平三〇・三・三〇		平三〇・三・三〇		平三〇・三・三〇	
大分県選挙管理委員会告示第二十号		政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。		大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	
資金管理団体の届出をした者の氏名		資金管理団体の名称		資金管理団体の名称		資金管理団体の名称		資金管理団体の名称		資金管理団体の名称	
異動事項		異動の内容		異動年月日		異動年月日		異動年月日		異動年月日	
新		旧		異動年月日		異動年月日		異動年月日		異動年月日	

高松 大樹	高松大樹後援会	主たる事務所	大分市富士見が丘 東四―二二―四	大分市大字下郡 一七七一六―一〇	平二九・四・一
-------	---------	--------	------------------	------------------	---------

○監査公表

監査委員公表第625号

平成30年3月30日付け監査第931号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年7月13日

大分県監査委員 首 藤 博 文
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 元 吉 俊 博
大分県監査委員 馬 場 林

1 注意事項についての措置状況

監査対象団体（所管課）	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
公立大学法人大分県立看護科学大学（福祉保健部医療政策課）	平成29年10月11日から平成29年10月13日まで 平成30年1月22日	注意事項 施設整備に係る事務の執行において、県への補助金に係る実績報告が遅延し、設置機器数量の変更の際に際して書面による協議・指示が行われず、請負代金の変更に係る協議の記録がないなどの事例が認められた。 措置状況 補助対象機関において、交付要綱等の認識が不足していた。 交付要綱に従った適正な処理を実施するよう当該補助対象機関に対して指導を行った。また、工事実施に係る変更指示等の協議について、公共工事入札管理室からの通知に基

平成三十年七月十三日

大分県報（選管委告示・監査公表）

		<p>つき、適正な処理を実施するよう指導を行った。</p> <p>今後は、同様の事案が発生しないように平成30年4月に作成した「チェック表」により、県及び補助対象機関で進捗管理を行うこととした。</p>	<p>社会福祉法人萌葱の郷 （福祉保健部障害福祉課）</p>	<p>注意事項 平成28年度社会福祉施設整備事業費補助による防犯機器の設置において、補助金交付申請及び交付決定、実績報告で補助対象とされる機種と、実際に設置された機種が、価格、機能、性能ともに異なっている例が認められた。</p> <p>措置状況 補助対象機関において、交付要綱等の認識が不足していた。 交付要綱に従った適正な処理を実施するよう当該補助対象機関に対して指導を行った。 今後は、実績報告時に事業内容（品番等）を確認できる写真を提出させるとともに、書類での確認が困難な場合は、必要に応じて現地検査を行うこととした。</p>
<p>一般社団法人津久見市医師会 （福祉保健部医療政策課）</p>	<p>平成29年11月6日</p>	<p>注意事項 へき地医療拠点病院運営費補助金及び医療施設等設備整備費補助金について、補助条件として交付要綱に規定する「補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書」が過去複数年に渡り提出されておらず、補助金の返還が完了していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 補助対象機関及び県担当課において交付要綱等の認識が不足していた。 津久見中央病院のほか、当該補助金の交付を受けている病院に対して、平成23年度から平成27年度分の「補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書」の提出を求め、返還額を国に報告しており、補助金の返還時期は、国から債権発生通知がある平成30年度末頃を予定している。</p> <p>今後は、当該控除税額が確定した段階で、速やかに事業者に対して仕入控除税額確定報告書の提出を行うよう通知するとともに、当該報告書の国への提出についてのチェックを徹底する。 また、同様の事案が発生しないように、福祉保健企画課から部内各所属あて再発防止の通知を行うこととした。</p>	<p>中津商工会議所 （商工労働部商工労働企画課）</p>	<p>注意事項 小規模事業経営支援事業費補助金について、補助金交付要綱においては、支給規程に基づき支給された手当を補助対象とするとされているが、基準日に在職する職員に支給すると定めた支給規程に基づかず基準日の前に退職した職員に対して支給した期末手当の額を含めて実績報告したことにより、過大に補助金が交付されている事例が認められた。</p> <p>措置状況 提出された実績報告書の審査にあたり、当該商工会議所以外の全ての会議所の期末手当の支給基準日が6月1日であり、当該商工会議所のみが例外的に7月1日となっていたこと</p>

	<p>とから、6月30日に退職した職員に期末手当を支給しても問題ないと看過したものの、補助対象職員は資格職種であり、全商工会議所共通の同一業務を行っており、大差はないこと、また当該商工会議所は期末手当の基準日を7月1日としていたが、他の商工会議所と同じ6月1日基準日であれば支給に問題がなかったことから、返還は求めないこととし、当該商工会議所に対して他の商工会議所を参考とした規程改正を促すとともに、県の実績報告の審査においては、対象経費が各種規程に基づくものであるかどうかの確認を徹底することとした。</p>	<p>さらに、建築住宅課としても今後は年度内に2回以上の指導監査を実施し再発防止に努めることとした。</p>
<p>大分県住宅供給公社 (土木建築部建築住宅課)</p>	<p>平成29年12月6日から平成29年12月7日まで 平成30年1月17日</p>	<p>○公 告</p> <p>次のとおり落札者等について公示する。 平成三十年七月十三日</p> <p>大分県知事 広 瀬 貞</p> <p>一 落札に係る借入物品の名称及び数量 大分県庁OKパナコン等 一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県商工労働部情報政策課</p> <p>三 落札者を決定した日 平成三十年六月四日</p> <p>四 落札者の氏名及び住所 NTTファイナンス株式会社 九州支店 支店長 大西正義 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号</p> <p>五 落札金額 千四百二十万五千七十八円(月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 一般競争入札の公告をした日 平成三十年四月二十四日</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 平成三十年七月十三日</p> <p>大分県知事 広 瀬 貞</p> <p>一 開発区域に含まれる地域の名称 竹田市大字君ヶ園字トチセ四百二番十二ほか十九筆並びに四百六番一ほか六筆の各地先</p>
	<p>注意事項 職員の週休日の勤務に関する時間外勤務手当について、適正に支給されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 週休日に勤務した職員について、時間外勤務の命令時に、上司が振替予定日の確認をせず、時間外勤務命令簿に振替休日を記載していなかった。また、給与担当者による振替休日の取得状況の確認が不十分であったために、振替休日を取得しなかった分の時間外勤務手当が支給されていなかった。</p> <p>振替休日を取得しなかった分の時間外勤務手当について平成30年1月に追給した。</p> <p>公社において週休日の勤務を命じる際は、複数名で振替予定日の記載確認をするとともに、給与担当者が毎月末に漏れがないかの確認を徹底するよう指導した。</p>	<p>平成三十年七月十三日</p> <p>大分県報(監査公表・公告)</p> <p>九</p>

里道及び水路

二 開発区域の面積

二万三千六百二十八・七五平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市大字古国府二百四十三番地九

株式会社ホームインブループメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

四 完了検査年月日

平成三十年六月二十八日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十年七月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定役務の種類

大分県警察本部鑑識科学センターへの移転委託業務

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をい

う。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

平成三十年七月十三日から平成三十年八月三日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成三十年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加

資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成30年7月13日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の種類

大分県警察本部鑑識科学センターへの移転委託業務

(2) 委託契約期間

契約締結日から平成30年12月28日まで

(3) 履行期限及び履行場所

別途配付する「大分県警察本部鑑識科学センターへの移転委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者

(2) 仕様書の「精密機器・家具什器類リスト」でAランクに指定する全ての対象機器につ

いて、各機器メーカーの技術者に直接作業を実施させることができることを証明する次に掲げる書類を平成30年8月15日（水）午後5時45分までに大分県警察本部刑事部鑑識課管理係に提出し、確認を受けた者

ア 直接実施誓約書

イ 直接実施証明書

※公告の日以降に各機器メーカーから発行されたものに限る。

(3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

平成30年7月13日から同年8月3日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県警察本部刑事部鑑識課管理係
〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131

<p>(2) 日時 平成30年7月13日から同年8月21日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p> <p>(2) 提出期限 平成30年8月22日（水）午前10時00分。ただし、郵送の場合は、同月21日（火）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館6階 61会議室</p> <p>(2) 日時 平成30年8月22日（水）午前10時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 免除する。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p>	<p>(1) 交付場所 前記6の(1)に同じ</p> <p>(2) 交付日時 前記4の(2)に同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 その他</p> <p>(1) 前記2の(3)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Oita Prefectural Police Identification Science Center Transfer Subcontracting</p> <p>(2) Time limit for tender 10 : 00 am. 22 August 2018</p> <p>(3) Office Identification Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
---	---

○雑

報

大分県市町村職員共済組合理事長相馬尊重から、大分県市町村職員共済組合の平成二十九年度決算の要旨について、次のとおり登載依頼があった。

平成三十年七月十三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

平成三十年七月十三日

大分県報(雑報)

大分県市町村職員共済組合公告

大分県市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、平成29年度決算の要旨を公告する。

平成30年 6月21日

大分県市町村職員共済組合
理事長 相馬 尊重

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
収 入	負担金	4,184,595	10,519,913	550,537	62,127		140,264	250,958			
	掛金	4,016,545	6,538,151	550,531				118,642			
	連合会交付金						70,069			230	
	利息及び配当金	84				24,403	236	5,477	131,410		19
	その他の収入	615,089					2	396	338	38,424	20,853
	他経理から繰入						25,879				
前年度繰越支払準備金	554,582										
計	9,370,895	17,058,064	1,101,068	62,127	24,403	236,450	375,473	131,748	38,654	20,872	
支 出	給付	3,727,719									
	負担金払込金		10,519,913	550,537	62,127						
	掛金払込金		6,538,151	550,531							
	役職員給与						87,692	23,368	7,255	7,937	4,655
	旅費・事務費						18,868	3,058	1,173	794	593
	委託費						4,793	1,956			168
	事務費負担金払込金						62,367				
	支払利息					24,403			106,489	24,402	
	連合会払込金	96,977								1,781	
	連合会拠出金	334,439									
	前期高齢者納付金	2,376,655									
	後期高齢者支援金	1,488,410									
	病床転換支援金	8									
	老人保健拠出金	23									
	退職者給付拠出金	86,607									
	介護納付金	658,721									
	他経理へ繰入	25,879									
その他の支出	50,655					58,451	371,445	2,574	3,054	3,740	
次年度支払準備金	569,520										
計	9,415,613	17,058,064	1,101,068	62,127	24,403	232,171	399,827	117,491	37,968	9,156	
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	△ 44,718	0	0	0	0	4,279	△ 24,354	14,257	686	11,716	

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

資産	流動資産	1,048,069	1,023,505	70,431	535	37,472	527,026	1,684,369	2,318,024	109,972	214,133
	固定資産					1,041,000			9,696,893	1,539,509	
	繰延資産										
資産合計		1,048,069	1,023,505	70,431	535	1,078,472	527,026	1,684,369	12,014,917	1,649,481	214,133
負債	流動負債	398,957	1,023,505	70,431	535		2,228	13,047	11,200,751	15	57,600
	固定負債	569,520				1,078,472	89,146	64,041	8,926	1,124,836	11,284
	負債合計	968,477	1,023,505	70,431	535	1,078,472	91,374	77,088	11,209,677	1,124,851	68,884
資本	資本剰余金										
	積立金										
	利益剰余金	79,592					435,652	1,607,281	805,240	524,630	145,249
	欠損金										
純資産合計		79,592	0	0	0	0	435,652	1,607,281	805,240	524,630	145,249
負債・純資産合計		1,048,069	1,023,505	70,431	535	1,078,472	527,026	1,684,369	12,014,917	1,649,481	214,133

平成三十年七月十三日

大分県報(雑報)

一四